

平成25年度 学校図書館司書教諭講習実施要項

長崎大学

1. 目的

学校図書館法第5条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務を掌る司書教諭の資格を取得しようとする者に対し、講習を実施する。

2. 受講資格

- (1) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者
- (2) 大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者

3. 会場

長崎大学教育学部（長崎市文教町1番14号）

4. 期間及び日程

(1) 期間 平成25年 8月 7日（水）～ 平成25年 8月29日（木）

(2) 日程

月 日	時 間	単位数	科 目 名	講 師 名
8月 7日(水) 8月 8日(木) 8月10日(土) 8月11日(日)	9:00 ～ 17:30	2	読書と豊かな人間性	活水女子大学, 長崎純心大学 非常勤講師 二羽 史裕
8月21日(水) 8月22日(木) 8月23日(金) 8月24日(土)	9:00 ～ 17:30	2	学習指導と学校図書館	久留米大学 非常勤講師 野村 知子
8月26日(月) 8月27日(火) 8月28日(水) 8月29日(木)	9:00 ～ 17:30	2	情報メディアの活用	大分大学工学部 准教授 中島 誠

5. 単位認定

科目毎に試験、レポート等による成績審査に合格した場合に単位が認定される。
(講義の出席を必要条件とする。)

6. 受講者定員

90名

7. 受講料

無 料（ただし、教材費その他の費用として実費を徴収することがある。）

8. 申込方法

(1) 申込先 長崎大学教育学部支援課学務係
〒852-8521 長崎市文教町1番14号

TEL 095-819-2266 FAX 095-819-2401

(2) 受付期間 平成25年6月10日(月)～平成25年6月21日(金)

※ 持参する場合 …… 受付期間中は教育学部学務係窓口で受け付ける。受付時間は8時30分から17時までとし、土曜・日曜は受け付けない。

※ 郵送する場合 …… 6月21日(金) 17時までに必着するように郵送すること。

(封筒表に「学校図書館司書教諭講習申請書在中」と朱書きすること)

(3) 提出書類等

受講者の区分 提出書類	受講資格 (1)	受講資格 (2)	適用
学校図書館司書教諭講習申込書	◎	◎	本学所定の用紙
教員免許状授与証明書	◎		授与権者(都道府県教育委員会)発行の証明書(申込書に記載の免許状のうち、いずれか一種類で可) ただし、学校教諭の職にある者については、免許状の写しに勤務先学校長の原本証明を付したもので替えることができる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px auto;"><p>※<原本証明の記入見本> この写しは原本と相違ないことを証明する。 平成25年〇月〇〇日 長崎市立〇〇小学校長 長崎太郎 印</p></div>
単位修得証明書		◎	大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した旨の証明書
司書教諭科目に係る単位修得証明書	○	○	既に学校図書館司書教諭科目の一部又は全部を修得している者で、修了証書が授与される見込みの者
戸籍抄本	○		改姓等の理由で教員免許状の記載事項が事実と相違する者
切手を貼付した封筒(修了証書送付用)	○	○	修了証書が授与される見込みの者 角形2号(24cm×33.2cm)封筒に440円分の切手を貼付し、郵便番号・住所・氏名を記入すること
切手を貼付した封筒(受講許可通知・単位修得証明用)2枚	○	○	今年度の講習を受講する者 長形3号(12cm×23.5cm)封筒に90円分の切手を貼付し、郵便番号・住所・氏名を記入すること

※ ◎印は必ず提出する書類、○印は該当する者が提出する書類である。

9. 選定方法

受講希望者が定員を超える場合は、次の順位及び申込順で受講者を選定し、受講許可書を交付する。

(1) すでに大学等で一部の単位を修得し、今年度の講習を受講することにより、修了証書が授与される見込みの者

(2) その他の者

10. 修了証書授与

全講習を修了し、必要科目の単位を修得した者には、修了証書が授与される。

なお、修了証書の送付時期は、平成26年2月下旬～3月上旬の予定である。

11. その他

(1) 受講時に受講許可書を携帯すること。

(2) 宿泊の斡旋は行わない。

(3) 駐車場がないので、来学の際は公共交通機関を利用すること。

(4) 各講習科目とも単位修得のための必要条件として、すべての時間に出席しなければならない。公私を問わず、いかなる事由によっても欠席・遅刻・早退は認めない。また、個別の事情には一切対応することはできない。

学校図書館司書教諭講習規程（抄）

平成19年4月1日施行

（受講資格）

第2条 講習を受けることができる者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校若しくは特別支援学校の教諭の免許状を有する者又は大学に2年以上在学する学生で62単位以上を修得した者とする。

（履修すべき科目及び単位）

第3条 司書教諭の資格を得ようとする者は、講習において、下表の左欄に掲げる科目について、それぞれ、同表の右欄に掲げる数の単位を修得しなければならない。

科 目	単 位 数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

2 講習を受ける者が大学において修得した科目の単位又は図書館法（昭和25年法律第118号）第6条に規定する司書の講習において修得した科目の単位であつて、前項に規定する科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもって前項の規定により修得した科目の単位とみなす。

（修了証書の授与）

第6条 文部科学大臣は、第3条の定めるところにより10単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。